


家族の資産にあんしんを  
介 ファミトラ

サービス説明資料





「親が認知症だと実家が売れない？」  
「後見人を付けたら自由な出費や資産運用ができない？」

私たちは、認知症やその他疾患から生じる様々な資産のお悩みを聞いてきました。  
これらは決してニュースの中だけの話や、他人事ではありません。

高齢化に伴い認知症などが身近になった現代。  
何か問題が起きてから対応するのも遅くないと思いませんか？  
認知症などは、あなたのご家族にも高い確率で起きる問題であり、  
また、問題が起きてからでは取り返しがつきません。

「自分も親も健康だし対策しなくても問題ないだろう」  
そう思っていた矢先、事故により突然判断能力を失い、ご相談にいらっしゃる方もいます。

「まだ大丈夫」は、「気付いたら手遅れ」となります。

大切な人を守りたい。  
そう考える方々の支えになりたいという思いから、ファミトラは生まれました。

昔から、認知症による資産凍結問題がありました。  
それがより顕在化したのが最近です。  
そして2006年の信託法改正により、家族信託が認知症による資産凍結問題に対する、  
現実的かつ有効な対策手段となりました。  
それでもまだまだ家族信託の認知度は高くありません。  
これをもっと多くの方に届けたい。

少子高齢化の進展により、今後ますます重要になる家族信託。  
ぜひこの文章を読んだ今、ご相談ください。  
また、ぜひあなたの周りの方にも教えてあげてください。  
多くの方が手遅れにならないうちに。

家族の資産にあんしんを。

株式会社ファミトラ

# 高齢者の4人に1人が認知症になる時代\*。 ご家族の大切な資産を守れますか？

## なにも対策せずに認知症になったら…



### 所有する不動産を売却できなくなります

認知症になると、有効な契約を締結できなくなります。そのため売却はおろか、たとえば不動産を賃貸に出すこともできなくなります。



### 銀行口座が凍結されることがあります

認知症になると、各銀行の判断で口座からの出金が停止されることがあります。一度凍結されてしまうと、たとえ家族であっても解除することはできません。

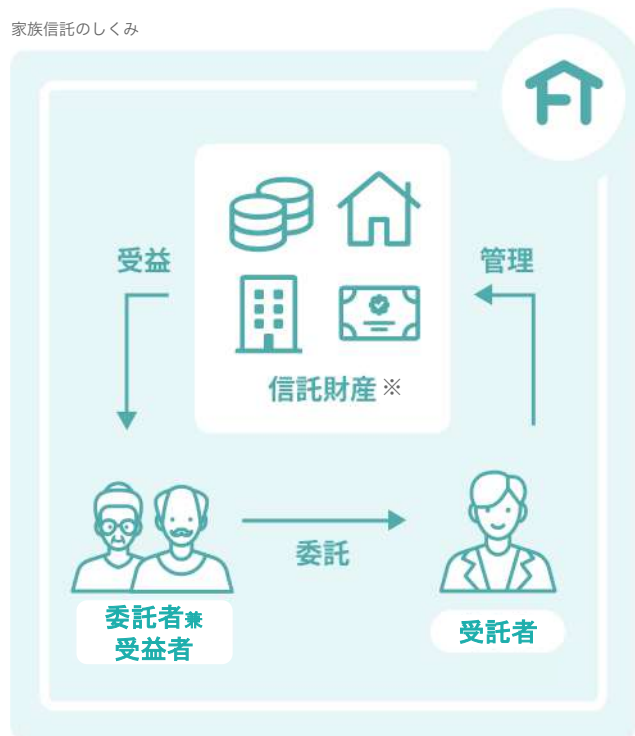


**認知症に伴うお金の問題を  
未然に防ぐためには、  
事前の対策がととても大切なのです。**

※ 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成27年）

# ファミトラで 大切な家族の資産を守れます！

家族信託のしくみ



ファミトラは、家族信託というしくみを利用して、ご両親の資産の管理・運用・処分を信頼できるご家族に託すことにより、認知症などを原因とする資産の凍結を防止することを目的としたサービスです。

家族信託は、委託者の財産を受託者に託し、委託者やご家族の希望・ニーズに沿った柔軟な資産管理の実現を目的としたしくみです（詳しくは別冊「家族信託ガイドブック」をご覧ください）。

ファミトラは、次の二つのサービスから構成されています。

## 家族信託組成 サポートサービス

選任の担当者がお客様の課題や希望を伺った上で、最適な家族信託組成プランのご提案から実際に信託契約を締結するまでを総合的にサポートいたします。

## 信託監督人 サービス

家族信託の開始後は、当社が信託監督人として、信託の安定的な運営のお手伝いをすることによって、委託者のご家族のみなさまに安心を提供いたします。

※ 信託財産とは、委託者と受託者が結んだ契約に基づき、受益者のために管理・処分などをされる財産です。

# ファミトラ4つの安心！

## その1

### 専任の家族信託コーディネーターがサポートするので安心



専任の家族信託コーディネーター※が電話やオンライン会議システムを通して、あるいは直接お客様にお会いしてお話を伺い、お客様のご要望を整理した上で、お客様のご家族の問題を解決するためのご提案をいたします。

家族信託コーディネーターは、家族信託以外にも成年後見制度や認知症保険などの隣接制度についても幅広い知識を有しております。家族信託と隣接制度の併用も視野に入れて、総合的にお客様とご家族の課題を解決するご提案をすることも可能です。

※ 家族信託コーディネーターとは、一般社団法人家族信託普及協会により認定を受ける資格で、家族信託においてお客様と専門家との橋渡しの役割を担います。

※ 弁護士法の観点から、ご家族内ですでにトラブルが生じている場合など、一定の場合は、ご提案をすることができません。

## その2

### さまざまな専門家がいたので安心



家族信託の組成には、たとえば以下のような複雑な手続きや、様々な専門家とのやり取りが必要です。

- 信託契約書の作成（弁護士）
- 信託契約の公正証書化（公証人）
- 専用の銀行口座の開設（銀行）
- 不動産登記手続き（司法書士）

ファミトラでは、専任の担当者が、専門家とお客様の間立ち、専門家とのコネクションや経験に基づいてこれらの手続きをサポートすることで、スムーズでわかりやすい家族信託の組成をお約束いたします。

### その3

## 家族信託の組成後も安心



従来の家族信託組成サービスは、信託契約の組成までのサポートに留まるものが一般的でしたが、ファミトラでは、信託契約の組成後も、家族信託を通してお客様が達成したい願いの実現に向けて、信託監督人※としてサポートを続けます。

こうすることで、委託者ご本人だけでなくご家族の方にもご安心いただける、スムーズでトラブルの少ない信託の運営をお約束いたします。

※ 信託監督人は、受託者が委託者から委託された資産を適切に管理しているかを監督する役割を担います。ファミトラの家族信託では、運営会社である株式会社ファミトラが信託監督人を務めます。

### その4

## 費用が安くて安心



一般的な家族信託組成サービスの場合、司法書士や弁護士などの専門家に対して、信託組成報酬として信託財産の評価額の0.5～1%程度のお金を支払う必要があります。

ファミトラでは、ITを活用することによってコミュニケーション方法の合理化、プランの作成コストの圧縮を実現しました。また、信託監督人をパッケージ化することによって、長期に渡る安心と諸費用の定額化および大幅な低価格化の両立を達成しました。

費用の詳細につきましては、8～9ページをご覧ください。

# ファミトラの活用事例

## 活用例 1



親が将来老人ホームに入居した時に、実家を売却して老人ホームの利用にかかる費用に充てたい。

### 問題点

- ご両親が認知症になり意思能力を喪失した場合、実家を売却できません。
- 成年後見制度を利用して売却しようと思っても、後見人や裁判所の許可がなければ実家を売却できません。



ファミトラを利用して、実家を信託することで、ご両親の意向を前提に信頼のおけるご家族の判断によって実家を売却し、売却代金を老人ホームの利用料金に充当することが可能になります。

## 活用例 2



自分で貯めていたお金を介護や入院にかかる費用に充てたり、息子に対する生前贈与を行いたい。

### 問題点

- 認知症になり判断能力が低下した場合、銀行口座が凍結されることがあります。
- 後見人を利用した場合、生前贈与など直ちに本人（被後見人）の利益とならないことはできません。



ファミトラを利用して、事前にお金を信託することで、お客様が事前に信託契約に定めた用途にお金を使うことができ、スムーズに介護・入院費用の支払いや、生前贈与を行うことが可能になります※。

※ 課税関係は別途ご確認ください。



### 活用例 3



最近、親が詐欺などにあわないか心配。  
今のうちから私の方で管理をしておきたい。

#### 問題点

- ・ 認知症を発症すると判断能力が低下するため、詐欺の被害にあったり、悪質な営業や訪問販売の標的となり、不要な商品や保険を購入してしまう可能性があります。



ファミトラを利用して、信頼するご家族に資産の管理を託すことで、詐欺への対策を行うことができます。家族信託のみでは、高齢者が悪質な契約を締結すること自体は防止できませんが、信託した資産は詐欺被害から守られます。また、成年後見人と家族信託を両立させることで適切な資産管理を達成することも可能です。

### 活用例 4



私が保有する家に妻と住んでいるが、ガンを患う妻が入院することになったら、私は息子の家に引っ越して、現在の家を賃貸に出したい。

#### 問題点

- ・ 認知症を発症して意思能力を喪失した場合、現在の家を賃貸に出したり、業者に修繕を頼んだりすることができなくなります。
- ・ 成年後見制度を利用した場合、不動産を賃貸に出すなどの資産の積極的な運用ができない可能性があります。



ファミトラを利用して、事前に実家を信託することで、ご本人の意向を踏まえて、実家に誰も住まなくなったタイミングなど必要な時に、実家を賃貸や売却に出すことができるようになります。入居者との契約や実家の修繕なども受託者の判断で問題なく行うことが可能です。

# 費用について

ファミトラのご利用には、次の3つの費用がかかります。  
金額の詳細は右ページをご参照ください。

## 1 初期費用

家族信託組成サポートサービスのための費用です。  
家族信託の組成に向けて有料相談を開始する際に、着手金をお支払いいただきます。

## 2 年額費用

信託監督人サービスのための費用です。  
信託契約締結後に、信託契約の記載に従いお支払いいただきます。

## 3 各種実費

初期費用と月額費用以外に、家族信託の組成に係る実費が発生します。

実費には以下のものが含まれます。なお、高額の実費が発生する場合は基本的にお客様のご了承を事前にいただきますので、いきなり高額な実費が請求されることはございませんのでご安心ください。

具体的な金額、支払い時期については、担当者までお問い合わせください。

- 信託契約書の作成に係る弁護士費用  
5万円～30万円程度が相場になります。
- 信託契約書の公正証書化費用  
信託財産価格に応じて変動します\*1。
- 信託口座の開設費用  
信託口座を開設する銀行によって異なりますが、無料～5万円程度かかります。
- 不動産登記に係る登録免許税  
固定資産税評価額に対して、  
土地は0.3%、建物は0.4%がかかります。
- 不動産登記に係る司法書士費用  
担当の司法書士及び信託登記する不動産により変動しますが、  
1件あたり5万円から10万円程度が相場になります。
- その他出張費用・郵便費用など  
出張費用に関しては、お客様のご要望やご状況により必要になった際、電車・飛行機等の一般的な交通手段の費用をご請求させていただくことがあります。

※1 費用の詳細は、公証手数料令第9条別表に規定されています。

# 基本料金

ファミトラの基本サービス（家族信託組成サービス、信託監督人サービス）をご利用いただくための料金です。  
信託財産には現金のほか居住用・賃貸用の不動産を含めることができます。



現金



居住用  
不動産



賃貸用  
不動産

※ 不動産の場合、固定資産税評価額をもって信託財産評価額に算入します。

信託財産評価額が1億円未満

信託財産評価額が1億円以上

初期費用 **49,800円**  
(税込 54,780円)

信託財産評価額の **0.05%**  
(税込 0.055%)

年額費用 **29,800円**  
(税込 32,780円)

信託財産評価額の **0.03%**  
(税込 0.033%)



# オプション料金

## 信託財産に有価証券を含める場合

上場株式などの有価証券を信託財産に含めることができます。



有価証券

初期費用 **+29,800円**  
(税込 32,780円)

年額費用 **追加なし**

## 信託財産にその他の財産を含める場合

非上場株式や宝石など上記以外の財産を信託財産に含めることができます。



非上場株



その他

初期費用 **要相談**

年額費用 **要相談**

※ 組成後の信託監督人サービスをご希望されない方向けの料金プランもございます。詳しくはご相談ください。

※ 表示は全て税込価格です。

※ 組成後に信託する財産を追加することも可能ですが、追加された財産に応じて料金変動する可能性があります。

# ご利用の流れ

## STEP 1



### 無料相談

まずはファミトラの公式LINEアカウントもしくは、電話、ファミトラHPよりお問い合わせください。あなた専任の担当者が電話・オンライン会議システムを通して、あるいは直接お客様にお会いして、家族信託の概要や他の制度と比較したメリット・デメリットのご説明をいたします。

その後、お客様においてご検討いただいた上で、家族信託や将来の資産管理について、ご家族内でのご相談をしていただきます。ご家族でのご相談の際に疑問点がございましたら、些細なことでもかまいませんので、お気軽に担当者にお問い合わせください。

## STEP 2



### 有料相談

委託者となる方をはじめとするご家族のご理解が得られたら、ご家族で達成されたい内容、信託される資産の内容を踏まえて、より具体的な検討を進めるための有料相談をさせていただきます。

有料相談では、お客様とご家族が達成したい内容の詳細や、家族構成、資産構成などを踏まえて、どのような形の信託契約を結ぶべきか、どのような管理方法をとるべきかについて、具体的なプランの検討・ご提案をさせていただきます。費用については8～9ページをご覧ください。

## STEP 3



### 信託契約締結

お客様とご家族の間で改めて相談し決定していただいたプランに基づいて、別途選任される弁護士が信託契約書の草案を作成し、契約の内容についてご家族に説明をいたします。

信託契約の当事者となるご家族のみなさまが、契約内容について合意されましたら、資産を託す委託者と資産を託される受託者、信託監督人となる当社およびその他当事者との間で信託契約を締結します。

## STEP 4



### 信託財産に 関する手続き

締結された信託契約に基づき、口座凍結を防ぐために受託者名義で家族信託専用の銀行口座（信託口座）を開設し、その口座で信託財産とされた現金を管理します。

不動産については、信託財産であることを対外的に明らかにするために信託の登記を行います。

その他の資産については、その資産の内容に応じて必要な管理を行います。

これらの手続きについてもスムーズに行えるよう、ファミトラがサポートいたします。詳しくは担当者にお問い合わせください。

## STEP 5



### 手続き完了

管理された資産が凍結されることはありません。

信託監督人のサポートのもと、信託契約書に従って信託財産を管理することで、ご両親とご家族のみなさまの希望通りに、そして安心して資産を活用することができます。

# よくあるご質問

## Q1 ファミトラのサービスを受けるための条件はありますか？

A1 資産を託すご本人が認知症などを原因として意思能力を喪失している場合は、信託契約の締結ができないため、ファミトラのサービスを提供できません。この場合は、成年後見制度という制度のご利用をおすすめしております。

また、すでにご家族内でトラブルが生じている場合も、サービスの提供ができない場合がございます。

ファミトラでは成年後見制度をはじめとする隣接制度の紹介も行っております。まずはお気軽にファミトラまでお問い合わせください。

## Q2 プランの変更やファミトラの解約はできますか？

A2 家族信託契約の締結前であれば、プランの変更・解約いずれも可能です。ただし、有料相談開始後にお客様都合で解約される場合、着手金についてはご返金出来かねますのでご了承ください。プランの変更・解約をご希望の場合は担当者までお知らせください。

家族信託契約の締結後になんらかの事情により家族信託を解約されたい場合は、家族信託契約の規定に基づきます。

## Q3 親が70代なのですが、ファミトラは何歳から利用すれば良いでしょうか？

A3 厚生労働省によると、75歳以上で10人に1人、85歳以上では2人に1人が将来的に認知症になる可能性があると言われております<sup>※</sup>。また、日常生活の活動量低下や転倒等により突然、認知症を発症するリスクもあります。

Q1でもご説明している通り、認知症になってしまうと家族信託の組成を行うことはできません。将来の財産管理・承継についての検討は思ったよりも時間がかかるものであり、認知症に伴う問題の回避には事前の対策が肝要です。

ご両親の判断力が十分あるうちから、準備を行っておくことが望ましいといえます。ご家族内でご検討・ご相談の上お問い合わせください。

※ 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)

## Q4 ファミトラを利用するためには、 家族のうち誰の同意が必要ですか？

A4 基本的には、委託者兼受益者となる方および受託者となる方の同意があれば家族信託の組成は可能です。それ以外の信託契約の当事者とならないきょうだいや、親族の同意は基本的に不要です。委託者兼受益者となる方は親、受託者となる方は子、というケースが多いです。

家族信託で相続対策も併せて行う場合は、相続人となるご家族が家族信託の組成に反対していないことが、将来の紛争を避けるという観点から望ましいといえます。

## Q5 成年後見人をつけて、と言われたのだけれど…

A5 すでに認知症などにより意思能力を喪失している方の場合、契約を締結する際に成年後見人が必要になります。

一方、意思能力を喪失していない場合には、家族信託の組成により成年後見人を選任する場合と同様の効果を、より低費用でより簡単に達成できる場合がございます。詳しくは担当者までお問い合わせください。

## Q6 自分の子供とはいえ、資産をすべて預けるのは ちょっと心配なんだけど？

A6 ご自身の資産全てを家族信託に預ける必要はございません。将来、ご本人が認知症になった場合に管理が難しくなる不動産や、介護・医療のために必要となることが予想されるお金だけを信託財産とすることも可能です。ご本人で直接管理を続けたい資産がある場合、それらを信託財産とせずにご本人で管理を継続することができます。

資産を預かる受託者は法律上、ご本人が定めた信託目的に従って信託財産を管理する義務を負い、そのほかにも善管注意義務や信託財産を適切に管理する義務などを負います。受託者は信託財産を、ご本人の定めた信託目的に反して処分することはできません。また、信託が受益者のために行われているかについて、ファミトラが信託監督人として第三者の立場からチェックいたします。

このようにファミトラには、あなたの大事な資産を守るためのしくみが準備されておりますのでご安心ください。

## Q7 両親や私は家族信託においてどのようなことをやらなければならないのでしょうか？

A7 委託者兼受益者となる方は、基本的に信託組成後に義務を負いません。

受託者となるご家族は、受益者のために信託契約で定めた事務を行う義務が信託法に定められています。具体的には、信託された金銭を定期的に受益者に給付することや、信託された不動産を適切に管理すること、定期的に信託財産の状況について確認・報告することなどが含まれます。

この点は信託される財産の種類や、ご家族の希望により異なりますので、詳しくは担当者までお問い合わせください。

## Q8 受託者に万が一事故が発生した場合は？

A8 長期間続く家族信託では、途中で財産を管理する受託者が認知症になったり、事故などにより死亡したりするケースも考えられます。受託者が信託事務を行えない場合、信託法によれば信託は終了してしまうため、それを防ぐために通常は事前に第二受託者を定めます。こうすることで、受託者に万が一のことがあった場合も、信託契約書に沿って受託者の義務は、第二受託者に自動的に引き継がれるため、信託が終了することはありません。第二受託者には、受益者の子や孫などが就任する場合があります。

## Q9 信託を組成したあとでも、そのお金は私が自由に使えるのでしょうか？

A9 信託財産として預けたお金については、受託者が管理者となるので、ご本人が自由に使うことはできなくなります。しかし、受託者は受益者（＝ご本人）のために信託財産を管理する義務を負い、信託財産はご本人のために使用されますので、信託契約で定めることにより、毎月ご本人が信託財産から給付を受けたり、ご本人が入院される場合は入院費を信託財産から支払うことも可能です。

また、ご本人の資産のうち、家族信託に含めなかったお金については、ご本人が引き続き自由に使うことができます。



## Q10 信託口座の開設や信託契約書の公正証書化はなぜ必要なんですか？

A10 信託財産は受託者が形式的な所有者となるものの、その利益は受益者のみが受けることとなる特殊な財産です。このため、単に受託者名義の口座での管理としてしまうと、信託財産と受託者の固有財産が混ざってしまったり、受託者が倒産した場合などには、信託財産が信託とは関係ない受託者の債務の返済に充当されてしまう可能性があります。このような事態を防ぐために、当社では信託口座の開設をおすすめしています。信託口座はその名前から預金が信託財産であることが明確になるため、上記のような問題を回避できます。

加えて、信託契約書を調印する際に信託口座開設先の銀行などから信託契約書の公正証書化を求められることがあります。公正証書とは法務大臣から任命された公証人が作成する契約書のことです。公証人が関与しない契約書（私文書）と比較して、高い信用性、証明力、証拠力を備えた証書となることに加え、法律の専門家である公証人から信託契約の内容について再度の説明を受けることでセカンドオピニオンを得ることもできます。これらの観点から、より安心できる家族信託の組成のため、当社では信託契約書の公正証書化をおすすめしています。

## Q11 家族信託と他の制度との併用はできますか？

A11 可能です。

家族信託制度は、財産管理についてご本人やご家族の意思を忠実に反映できるというメリットがある一方、成年後見人には財産管理にとどまらず、役所での申請や施設への入所手続き、日常生活のサポート、家族信託組成段階で事前に予測できない事態への対応など、被後見人の生活の全般的なサポート（身上監護）を行うことができるというメリットがあります。したがって、財産管理については家族信託、身上監護については成年後見人といった形で家族信託と成年後見制度を併用することにより、ご家族をさらに手厚くサポートすることができます。

また、家族信託と認知症保険を併用することで、介護費などを信託財産だけでなく認知症保険の一時金からもカバーすることができます。

さらに、相続対策として一般的に利用されている遺言と家族信託を併用することにより、信託財産以外の財産を含めた総合的な相続対策を実現できます。

## Q12 認知症対策以外にも家族信託は活用できますか？

### A12

家族信託は家族の財産に関わるさまざまな問題を未然に、そして柔軟に防ぎうるしくみであり、その活用は認知症対策に留まりません。

たとえば、あらかじめ家族信託を組成しておき、ご両親の財産の管理をご家族に託しておくことで特殊詐欺や悪徳商法の被害を未然に防ぐことができます。また、障がいをもつご家族がいらっしゃる場合、現在ご本人を経済的に支援されている方が何らかの理由で支援の継続ができなくなったとしても、あらかじめ家族信託を組成しておくことで、引き続きご本人を支援することが可能になります（この例においては障がいをもつご本人が受益者となります）。

このほかにも家族信託の活用のしかたは多岐にわたります。「こんなこと実現できるだろうか？」というお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

## Q13 家族信託は使い勝手が良さそうに思うけれど、なぜそこまで普及していないのですか？

### A13

家族信託は2006年の信託法改正により実現しやすくなったしくみです。比較的歴史が浅く、また専門性が高い分野であることから、家族信託を提案できる司法書士や税理士自体がまだ少ないことが原因のひとつとして挙げられます。

また、ご家族ごとに完全オーダーメイドで信託契約を作成するケースが多く、結果として初期費用が高額になるため、一部の富裕層を除いてはこれまであまり認知されてきませんでした。

しかし、近年では成年後見制度の利用者数が横ばいであるのに対して、家族信託の組成数は毎年増加しており、少しずつ身近なものになってきています。

当社では、従来馴染みの薄かった家族信託を、どなたにも手軽にご利用いただき、みなさまに安心できる老後を提供したいという信念のもと、みなさまの家族信託組成を、安価でお手軽にサポートするサービス『ファミトラ』を提供しております。

家族信託制度についてくわしくは別冊「家族信託ガイドブック」をご参照ください。

お問い合わせはファミトラまでお気軽にご連絡ください。



0120 622 044



cs@famitra.jp



ファミトラHP





発行元 株式会社ファミトラ

所在地 〒106-0032 東京都港区六本木7-18-18  
住友不動産六本木通ビル2F

電話 0120 622 044

※「家族信託」は一般社団法人 家族信託普及協会の登録商標です  
※「家族信託コーディネーター」はプロサーチ株式会社の登録商標です